

## 2018年11月定例会 天下 みゆき議員の一般質問（12月6日）

日本共産党の天下みゆきです。

県内の首長と県会議員が、地元紙のアンケートで村井知事の弱点として指摘した「農林水産業、子ども、医療」を中心に質問します。

### 大綱 1. 最初に漁業と水産加工業をめぐる課題について伺います。

#### (1) 漁業法改定案について

臨時国会で審議中の漁業法等改定案は、沿岸漁業の関係者や漁協の方々から「全く説明もなく決めてしまうのか」、「浜に混乱と荒廃をもたらす」と怒りの声があがっています。改定案の主な内容は、漁業権の優先順位の廃止、海区漁業調整委員会の公選制の廃止、漁獲量による資源管理の導入、船のトン数規制の撤廃などです。これらは、企業が新たなもうけ口として漁業・養殖業への参入をねらい、中小・零細漁業者を締め出すもので、東日本大震災で被災した漁業者の復興に水を差すものです。

特に、漁協や地元漁業者に優先してきた漁業権を企業に直接与え、地元優先のルールを廃止することは、宮城の水産特区の二の舞を踏むこととなります。知事は、震災直後の一番大変な時期に漁業者や漁協の猛反対を押し切り、企業に漁業権を付与して浜に無用の対立と混乱を起こしました。カキの産地流用問題もありました。更に、国と県から約4億4,700万円の補助金（国：47,600千円、県：399,669千円）を投入しましたが赤字が続いています。5年経った今、特区を使わずに地元漁協と企業が知事の持ち込んだ対立を乗り越えて復興の道筋をたどっているところです。企業の力を借りても初めから漁協に結集してやればよかったです。

知事は、「宮城の事例が国に成功と評価された」と感慨にふけたようですが、宮城の水産特区は決して全国に誇れる成果をあげたわけではありません。

この法案が実施され、知事が「漁場を適切かつ有効に利用していない」と判断して地元漁民を締め出し漁業権が企業に付与されると、これまでのような漁協による漁場の利用調整ができなくなり、浜に混乱を招きます。本社を大都市に置く大手企業の場合、企業利益は地元には還元されません。海区漁業調整委員会の公選制の廃止と合わせて、70年間漁業者が海の環境や資源を守りながら培ってきた自治を壊すもので認められません。

そして何よりも問題なのは、沿岸漁業者の生業と生活を脅かす法案の中身がほとんど現場の漁業者に知らされず、短い臨時国会で十分な議論もなく強行されようとしていることです。全く当事者置き去りです。宮城の水産特区の教訓も踏まえて、漁業法改定案は廃案にすべきと考えますが、知事の見解を求めます。

#### (2) 新規漁業就業者の確保と育成、定着のシステム構築を

次に、宮城県の漁業就業者数は、2008年の9753人から2013年には6516人と激減し、高齢化も進んでいます。漁業の新規就業者の確保と育成、定着のシステムづく

りは待ったなしです。宮城県は、私どもの三浦県議などの提案を受けて、県独自の振興策として、2016年度に宮城県漁業就業者確保育成センターを設置し、沿岸漁業への就業希望者が相談から技術習得、就労までワンストップで行うことができる体制を整備し、2017年度から「みやぎの漁業担い手確保育成支援事業（みやぎ漁師カレッジ）」を開始しました。最初に、宮城県の新規漁業就業者数の確保目標と実績、みやぎ漁師カレッジの参加状況と昨年の研修終了後の就業状況について伺います。また、みやぎ漁師カレッジは始まったばかりですが、実施してみての手ごたえや課題についてお答えください。

さて、北日本漁業経済学会会報に掲載された水産大学校の大谷誠氏の論文「新規就業者対策の今日の特徴」によると、研修終了後の定着率を上げるための環境整備、特に、漁業所得の向上が重要であると指摘しています。そして、長崎県や山口県で、就業後に新たな漁法の習得や、複数魚種の複合経営化に向けた経費支援が行われ、所得の向上を図っていることが紹介されています。また、漁業者の減少によって空いた資源（漁場、漁船、資材、免許等）を活用して、新規就業者の複合経営化を推進する地域もあるとのことでした。大切なのは、こうした取組が、新規就業者のみでなく既存漁業者も含めた地域全体で行われ、地域が活性化していることです。大谷氏は、新規就業者対策の今日の特徴は、「新規就業者の確保」と「就業環境の改善」が総合的に取り組まれ始めていることに特徴があると結んでいます。私もそれが大事だと思いました。

宮城県は、就業ルートの構築は図りましたが、就業後の所得確保に目を向けた「就業環境の改善」のしくみはまだありません。他県の先進例に学び、宮城県も漁協や漁業者と連携して、漁業者が定着するための環境整備を行うべきと考えますがいかがですか。

### （3）次に、水産加工業への支援について伺います。

水産庁の5回目のアンケート結果によると、売上が8割以上回復した水産加工業者は未だ54%と苦戦しています。売上が回復しない一方で、原料となる魚の値段が高いこと、更に資材・運賃の高騰と深刻な人手不足が経営に打撃を与えています。水産加工業は宮城の重要な基幹産業であり、沿岸市町の地域経済の再生のためにも次のような支援を求めます。

第1に、2020年の復興期間終了後も国や県から販路回復などの引き続きの支援を行うこと。

第2に、グループ補助金の自己負担分の借入金返済開始が、今年と来年ピークを迎えています。「原料価格が上がってもスーパーからは値上げを拒否され、どうやって借入金を返すか本当に頭が痛い」と言っていた社長さんもいました。そこで、高度化スキーム貸付や銀行からの借り入れについて償還猶予の延長を行うよう宮城県とし

て国や関係機関に働きかけること。

第3に、商品開発やブランド化への技術的な支援を強めることです。11月に石巻にある「宮城県水産技術総合センター」を視察しました。水産加工公開実験棟には40数種類の機器があり、多くの関係者に利用してほしいとのことでした。ところがこの3年間で機械の使用申請は約260件。そのうち7～8割が石巻で、塩釜の申請はわずか10件だけでした。

塩釜の社長さんにお話しをお聞きしますと、かつては研究員が塩釜に週3～4回来て、「技術的に困ったことはないか」と言って各会社を回ったり塩釜の開放実験室にも来たり、業界の集まりにも参加するなど一体感を持って研究・開発に取り組んだそうです。「一般加工に強い人、かまぼこに強い人などスペシャリストをそろえて情報提供してほしい」と言っていました。是非、各地の現場に足を運んで技術指導や相談に乗れる体制を作ってほしいと思いますがいかがですか？

第4に、来年10月からの消費税増税を中止するよう、国に要請することを求めます。塩釜の水産関係者で消費税の勉強会をしたところ、「複雑怪奇で不安だ」という声があがったそうです。ある社長さんは、「魚は8%でも、運賃や資材は全て10%。価格にも転嫁できないし、魚の消費低迷も深刻だ。末端の苦しみがわかっていない」と憤っていました。こういう声を知事はどう受け止めますか。

以上4点についてお答えください。

#### (4) 次に、農林水産部の再編について伺います。

農林水産部を農政部と水産林政部に分割し、高度な専門性と機動性のある体制にすることは賛成ですが、「競争力のある儲かる農林水産業の実現」を再編の視点に据えることには疑義があります。

昨年末、国連総会で「家族農業の10年間」の議案が国連加盟国104カ国の賛成で可決され、日本も賛成しました。国際社会が小規模・家族農業の重要な役割を認識し、支援することを呼びかけたものです。輸出偏重や企業的農業の推進がもたらした、貧困・飢餓の拡大、地球環境の悪化を解決するには、地域に定着する家族農業を守り発展させることが不可欠となっています。日本の農業・農村でも、輸入自由化や大規模化推進の下で、農業者の減少と高齢化が進み危機が広がっています。食料自給率は38%に低下し、先進国最低です。2014年、国連食糧農業機関（FAO）事務局長は、「家族農業以外に持続可能な食料生産のパラダイムに近い存在はない」と述べています。漁業もしかりです。

農林漁業と農山漁村は食料と国土、環境を守る社会の基盤です。「競争力のある儲かる農林水産業」と言って大規模化や企業参入に力を入れるのではなく、「圧倒的多数を占める小規模家族農業と小規模沿岸家族漁業を支えて農林漁村の再生」にこそ、力を注ぐべきと考えますがいかがですか。「家族農業の10年間」への見解と合わせて

お答えください。

## 大綱 2. 子どもが安心して暮らせる宮城に

### (1) 子どもの貧困対策について

子どもの貧困対策は重要課題であり、以下の具体化を求めます。

第 1 に、「貧困状況実態調査」の実施は、まだ 9 自治体（仙台・白石・大河原・柴田・利府・松島・美里・石巻・多賀城）に留まっています。全ての市町村で調査を行うよう県として指導すること。その際、「貧困層の割合」の調査方法が国の貧困率とも違っていると同時に、市町村でも差異があります。県が調査の精度を高めるために努力することを求めます。

第 2 に、学習支援事業は、県では生活困窮者世帯の小学校 4 年生から高校 3 年生を対象に行っていますが、現在、実施しているのは 5 つの市と 21 町村に 10 ヶ所のみです。貧困の連鎖防止の視点から、全ての市町村に設置して箇所数を増やすための支援を求めます。

第 3 に、全国のひとり親家庭の貧困率は約 5 割に上ります。宮城県母子父子家庭医療費助成制度は現在償還払い制度ですが、現物給付にすることを求めます。現物給付にすると、けしからんことに国民健康保険の国庫負担減額調整・いわゆるペナルティが国から課されるため、県が行ったアンケート調査では市町村の同意がとれないとの説明でした。しかし、母子父子家庭医療費助成制度は、子どもの多くが乳幼児医療費助成制度でカバーされるために対象が限られ、ペナルティ額は宮城県全体でわずか 5600 万円です。県が半分負担することを伝えて市町村と合意形成を図ることを求めます。苦しい経済状況の中で、仕事と育児に一人で頑張れるのは健康であってこそです。お金の心配なく受診できるよう支えるべきです。

第 4 に、被災児童生徒就学援助事業補助金について 2021 年度以降も継続するよう国に要請することを求めます。震災直後のピーク時よりは減少したものの、2017 年度は 6902 人の小中学生に学用品費や通学費、学校給食費などで総額 11 億 2591 万円が補助されています。石巻市や東松島市など被害が大きかった市町ほど人数が多いのが特徴です。東日本大震災の被害が子どもの教育格差や貧困の連鎖につながらないよう、被災した子供たちへの継続的な経済支援は重要です。

以上 4 点についてお答えください。

### (2) 次に、みやぎ子どもの心のケアハウスについて

宮城県の不登校の児童生徒数は全国ワーストです。こうした中、2016 年度から県が独自に開始したのが「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」です。今年度は 19 自治体まで広がりました。私は、「おおがわら子どもの心のケアハウス」を視察

して、子どもの状態に応じて、家庭訪問、ケアハウス、学校の別室で、それぞれ心のケアや学習支援を行っており、良い事業だと思いました。心のケアハウス事業に取り組んでいる市町村は、取り組んでいない市町村より学校復帰率が高いとの報告も伺いました。

2020年度までの5年間の事業でしたが、引き続き継続を求めます。今後の方針についてお答えください。

### 大綱3. 国民健康保険と地方税滞納整理機構について伺います。

#### (1) 高い国保税を協会けんぽ並みに

「高い国保税を下げしてほしい」は、県民の切実な願いです。そこで、塩竈市の国保税と協会けんぽの保険料を、給与収入400万円の40代夫婦と子ども2人の世帯をモデルに独自に計算して比べてみました。

みやぎ協会けんぽの年間保険料が23万2400円に対して、国保税は43万3900円と1.87倍でした。協会けんぽが収入比で5.81%に対して、国保は10.85%と収入の1割を超えていました。給与収入200万円では、制度にもとづき均等割・平等割を5割軽減しても、協会けんぽの1.6倍、収入比で9.34%でした。尚、塩竈市が特別高いわけではありませんのでお断りしておきます。

国民健康保険は、宮城県では無職と被用者・実態は非正規労働者ですが、合わせて73.3%（2016年度）を占めるなど、低所得の加入者が多いのに協会けんぽよりも圧倒的に高いという大変、不公平な制度だと思いますが、知事の見解を伺います。

こういう国保の構造的問題に対して、2014年に全国知事会は、国保料（税）を「協会けんぽの保険料並み」に引き下げのために、「1兆円の公費負担増」を政府・与党に要望しました。知事、私たちも全く賛成です。改めて知事から国に要望していただきたいと思いますがいかがですか。

#### (2) 次に宮城県の国民健康保険の改善をめざして以下、提案します。

第1に、国保税が協会けんぽ等と比べて、著しく高くなる大きな要因の1つが「均等割」という保険料算定です。均等割は子どもの数が多いほど国保税が引きあがるもので、子育て支援に全く逆行しています。これに対して国は、今年度子どもの数に着目した交付金100億円を配分し、宮城県には1億7千万円配分予定とのこと。仙台市ではさっそく、18歳未満の子どもの均等割保険料の3割減免を開始しました。宮城県としても、子育て世帯を支援するために、子どもの均等割保険料の減免を全市町村で実施するよう指導・助言することを求めます。

第2に、市町村条例で定められた減免制度の実効性を上げていくことです。

その1つが、災害や病気、失業などに対応する市町村独自の保険料減免制度です。この減免制度は、7割・5割・2割の法定軽減と違って申請が必要です。ところが市町村によってこの制度がないところもあり、実績にも格差があります。県内全市町村

に制度を拡充し、住民に積極的に広報・周知して活用すべきです。病気や失業などで国保税が払えなくなった時、速やかに相談して減免できれば、滞納を減らすこともできます。いかがですか。

もうひとつが、国保法第 44 条による災害や廃業など特別の理由がある場合の医療費一部負担金の減免制度です。東日本大震災関連分を除くと、2015 年度に台風 18 号の被害で大和町と栗原市で合わせて 98 件の実績がありましたが、それ以外は、全県で毎年ゼロから 2 人しか適用されていません。これも市町村と意思統一し、住民に制度を周知して活用することを求めます。

尚、この制度は、一時的に困った人は助けても、ずっと困っている人は対象となりません。生活困窮者の国保料を免除し、その費用は国庫で補う制度を国に求めていただきたいと思いますがいかがですか。

第 3 に、短期証や資格証明書の交付など保険証の取り上げは、受診抑制を招き命に関わる場合があります。ガイドラインを作ることになっていますが、短期証と資格証明書は被保険者の実情を踏まえて安易に発行しないこと。また、何度も質問しているのに改善されませんが、留置きは無保険につながりますので、ただちにやめるよう指導することを求めます。

第 4 に、県単位化となり、県も国保の保険者になりました。来年度予算の策定にあたり、県と市町村が協力して国保税の引き下げを求めます。

以上 4 点についてお答えください。

### (3) 次に、地方税滞納整理機構について伺います。

機構の引き受け税額の 6 割弱が国保税です。そもそも国保税は、低所得者に対して他の医療保険よりもはるかに高い税金です。病気や失業、事業不振などで国保税が払えないと、すぐに滞納額は高額になり、ますます払えなくなります。

2012 年 6 月議会で横田議員の質問に対して当時の総務部長は、機構の滞納整理の基本的スタンスは、「滞納者への説明責任を果たすこと、滞納者との信頼関係を構築すること、生活再建を含む丁寧な納税相談を行うことを掲げ、親身な対応に努めている。また、市町村職員の徴税能力の向上をめざし人材育成を図っている」と答えています。更に、2015 年 6 月議会での私の質問に対しても、当時の総務部長は、「基本スタンスに変わりはない」と答えています。

ところが、その後も機構に移管された方が初めて電話を入れたときの対応は人権侵害も甚だしい目に余る対応が続いています。

私どもが相談者から聞き取ったメモによりますと、「一括で払えなければ、家宅捜索に伺い自宅をテープで囲うことになるが、近所に迷惑がかかるでしょう。子どもたちも大変じゃないですか」、これは脅しです。また、多重債務があるのに「借りて払ってください」、更に、「ここは相談窓口でない。一括して払ってもらおうところだ」、

知人等から借りて 50 万円もっていったのに、「50 万円では話聞けない。200 万円を用意せよ」。中には怯えて電話がかけられなくなった方もいました。これが宮城県地方税滞納整理機構の信頼関係を作る親身な対応なのか、ただちに改善を求めます。お答えください。

私たちが相談に乗っている案件には、市町村と相談して分納を続けているのに、いきなり機構に移管されるものがあります。滞納整理機構の目的の 1 つは市町村職員の徴税能力の向上を図るということですが、むしろ、安易に機構に送ることで、市町村職員が親身になって生活の自立も促しながら対応する道を塞いでいるのではないかと思います。

今必要なことは、市町村職員を集めて滞納整理機構を強化することではなく、生活や生業が成り立つよう住民に寄り添って相談にのる職員集団を県や市町村に作っていくことだと思いますが、知事の見解を求め、壇上からの質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。

(7,132 字)